

◎新潟県教育委員会訓令第15号

県立学校

新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第11号）の一部を次の表のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）県立学校 新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）<u>第1条第1項の規定に基づき設置する学校をいう。</u> （2）～（8）（略）	（用語の定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）県立学校 新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）<u>別表第1から第3に規定する学校をいう。</u> （2）～（8）（略）